



NPO法人 FPネットワーク神奈川

# カルチャークラブ

<令和元年度の年金額 0.1%引き上げ

～4年ぶり物価上昇で実質目減り＞

FPネットワーク神奈川会員 長谷川 義洋

## ■令和元年度の年金額はおいくら？

今月14日は新年度（令和元年度）第1回目の年金支給日です。年金は毎年偶数月の15日（原則）に、前々月と前月分（今回は平成31年4月分と令和元年5月分）が振り込まれます。

今年1月18日、今年度の年金額が厚生労働省から発表されました。発表によりますと、今年度の年金額は昨年度から0.1%のプラス改定となりました。年金額改定の指標となる物価と賃金が上昇したためで、増額は平成27年度以来4年ぶりです。

ただ、物価の上昇（1%）に比べると伸びは抑えられ、実質的な価値は目減りします。年金が減額される仕組みであるマクロ経済スライドが発動されたためです。

## ■年金額はどのように決まるの？

年金額は本来、物価や賃金の変動に合わせて、一定の価値を保つように定められています。今年度の年金額を決定する参考指標は以下の通りです。

・ 物価変動率	・ ・ ・ 1.0%
・ 名目手取り賃金変動率	・ ・ ・ 0.6%
・ マクロ経済スライドによるスライド調整率	・ ・ ・ ▲0.2% ・ ・ ・ ※1
・ 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分	・ ・ ・ ▲0.3% ・ ・ ・ ※2

※1 マクロ経済スライド・・・公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいてスライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもの

NPO法人 FPネットワーク神奈川

横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール info@fpnk.org

# カルチャークラブ

※2 マクロ経済スライドの未調整分・・・マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分のこと

年金額の改定については、67歳までの年金受給者（新規裁定者）と68歳からの年金受給者（既裁定者）のどちらも、下記のように定められています。

「物価変動率」と「名目手取り賃金変動率」がともにプラスで、「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回る場合、「名目手取り賃金変動率」で改定する

つまり、

今年度の年金額の改定は「名目手取り賃金変動率」（0.6%）を用いる

ということになります。ただし、今年度は、名目手取り賃金変動率（0.6%）にマクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.2%）と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）が加わりますので、結局、今年度の改定率は下記のようになります。

$$0.6\% + (\text{▲}0.2\%) + (\text{▲}0.3\%) = 0.1\%$$

よって、満額の老齢基礎年金額は780,100円（月額65,008円）となり、前年度に比べ年額で800円の増額になります。厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）は月額221,504円（前年比+227円）になりました。

## ■国民年金保険料の改定

今年度はもう一つ、国民年金保険料の改定があります。国民年金保険料は毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限の月額16,900円（平成16年度価格水準）に達し、引き上げが完了しました。

ただし、平成31年4月から自営業者などの国民年金第1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が始まりましたので、今年度分から月額100円保険料が引きあげられ、



NPO法人 FPネットワーク神奈川

## カルチャークラブ

17,000円（平成16年度価格水準）になりました。実際の保険料額は今年度が16,410円、令和2年度は16,540円となります。

マクロ経済スライドなどの年金が減額される仕組みは、いま年金をもらっている人にとっては受け入れにくい面もあるかもしれません、将来世代の年金給付水準を確保して不安のない年金制度を渡せるかが問われているのではないかと思います。暮らせないほど低い年金には配慮が必要ですが、必要以上に不安になるのではなく、冷静な判断が必要なのでないでしょうか。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階  
TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール [info@fpnk.org](mailto:info@fpnk.org)